

船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定支援業務委託に係る プロポーザル審査基準

1 評価の内容

審査は、「書類審査」（企画提案書の審査）及び「面接審査」（プレゼンテーションの審査）により行う。

2 書類審査による面接審査対象者の選出

提出された提案書について書類審査を行い、1位から3位までの参加業者を面接審査の対象とする。

ただし、評価委員会の各委員の評価項目点合計の平均が60点未満である場合は、面接審査に進めない。

3 面接審査の実施

前項で選出した3位までの参加業者について面接審査を行い、書類審査と面接審査の結果を合わせて、最終の審査結果とする。

4 評価の段階

評価委員は、それぞれの提案書について、別表の項目及び評価基準ごとに5段階で評価する。

5 評価項目点

各評価項目は別表の通り配点を定め、優れている側から、満点の10/10、満点の8/10、満点の6/10の順に刻み、最後が満点の2/10まで5段階とし、これを評価項目点とする。（例：配点が20点の評価項目であれば、優れている側から、20点、16点～（4点刻み）～8点、4点まで5段階の評価項目点）

6 順位点

評価委員ごとに、各評価項目の評価項目点を合計し、評価項目点の合計が高い順に順位を付し、順位を順位点とする（例：1位＝1点、2位＝2点）。なお、評価項目点の合計が同点となった場合は、順位点を按分する（例：1位に2参加業者が並んだ場合は、 $(1+2) \div 2 = 1.5$ 点ずつを2参加業者に与え、1.5位が2参加業者あるものとして扱う）。

また、「2 書類審査による面接審査対象者の選出」では書類審査の各評価項目の評価項目点を合計して順位点に置き換え、「3 面接審査の実施」では書類審査及び面接審査の各評価項目の評価項目点を合計して順位点に置き換える。

書類審査における順位付けの方法（例）

| | A業者 | | B業者 | | C業者 | | D業者 | |
|----------------|------------------------|----------|------------------------|----------|-------------------|----------|------------------------|----------|
| | 採点 | 委員における順位 | 採点 | 委員における順位 | 採点 | 委員における順位 | 採点 | 委員における順位 |
| 委員 1 | 84 点 | 2 位 | 90 点 | 1 位 | 76 点 | 4 位 | 80 点 | 3 位 |
| 委員 2 | 78 点 | 2 位 | 70 点 | 4 位 | 76 点 | 3 位 | 80 点 | 1 位 |
| 委員 3 | 84 点 | 1.5 位 | 84 点 | 1.5 位 | 74 点 | 3 位 | 70 点 | 4 位 |
| 順位点計 | | 5.5 点 | | 6.5 点 | | 10 点 | | 8 点 |
| 書類審査の順位 | 1 位 面接審査に進む | | 2 位 面接審査に進む | | 4 位以下なので落選 | | 3 位 面接審査に進む | |

面接審査における順位付けの方法（例）

| | | A業者 | | B業者 | | C業者 | | D業者 | |
|-------------|----|------------|----------|------------|----------|------------|----------|-----|----------|
| | | 採点 | 委員における順位 | 採点 | 委員における順位 | 採点 | 委員における順位 | 採点 | 委員における順位 |
| 委員 1 | 書類 | 84 点 | | 90 点 | | 落選 | 80 点 | | |
| | 面接 | 20 点 | | 18 点 | | | 14 点 | | |
| | 総合 | 8 点 | | 9 点 | | | 7 点 | | |
| | 合計 | 112 点 | 2 位 | 117 点 | 1 位 | | 101 点 | 3 位 | |
| 委員 2 | 書類 | 78 点 | | 70 点 | | | 80 点 | | |
| | 面接 | 14 点 | | 10 点 | | | 20 点 | | |
| | 総合 | 8 点 | | 7 点 | | | 9 点 | | |
| | 合計 | 100 点 | 2 位 | 87 点 | 3 位 | | 109 点 | 1 位 | |
| 委員 3 | 書類 | 84 点 | | 84 点 | | | 70 点 | | |
| | 面接 | 18 点 | | 12 点 | | | 16 点 | | |
| | 総合 | 9 点 | | 8 点 | | | 7 点 | | |
| | 合計 | 111 点 | 1 位 | 104 点 | 2 位 | | 93 点 | 3 位 | |
| 順位点計 | | | 5 点 | | 6 点 | | 7 点 | | |
| 最終順位 | | 1 位 | | 2 位 | | 3 位 | | | |

7 評価委員会の評価

評価委員全員の順位点を合計し、順位点の合計が少ない順に、適した提案を行った参加業者として選定する。なお、順位点の合計が同点の場合、1位とした評価委員が多い参加業者から上位とする。1位の獲得数も同数の場合、2位とした評価委員が多い参加業者から上位とし、以降同様に、より上位の順位の獲得数で選定する。また、順位の獲得数にも差のない場合は、評価委員全員の評価項目点を合計し、評価項目点の多い参加業者から上位とする。

別表

【書類審査】

| 提出書類 | 審査項目 | 審査基準 | 配点 |
|--------|--------------------------|---|-----|
| (様式4) | 企業の社員数及び類似業務の実績について | <ul style="list-style-type: none"> ・企業の規模・体制・経営状態は適切か ・企業として十分な人員体制、事業実績があるか | 10点 |
| (様式5) | 作業体制及び担当者の類似業務従事実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ体制も含めて人員が十分な体制になっているか ・十分な作業時間を避ける体制となっているか ・責任者及び担当者が、直近5年以内に複数回、類似の業務に従事した経験があるか | 10点 |
| 見積書 | 見積金額 | 提案内容に対して見積金額が相対的に妥当であるか | 5点 |
| (様式6) | 本市の現状・住宅政策における課題の整理 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市の現状を的確に把握しているか ・本市の課題を的確に把握しているか ・提出された資料が、十分に内容が伝わる「わかりやすい」資料となっているか | 15点 |
| (様式7) | 国、県及び他自治体等の計画の構成・特色等について | <ul style="list-style-type: none"> ・国、県及び近隣市等の計画の構成、それぞれの特色等を十分に把握・分析しているか | 5点 |
| (様式8) | 本市の現状・課題を踏まえた基本方針の提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本方針等を踏まえて、市の現状・課題を的確に考慮した明確な方針の提案となっているか ・提出された資料が、十分に内容が伝わる「わかりやすい」資料となっているか | 10点 |
| (様式9) | マンション管理組合に対する施策事例・施策提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理組合に対する施策事例の情報が十分であるか ・マンション管理組合に対する「実効性」「効率性」のある提案か | 15点 |
| (様式10) | 空き家の予防・解消に対する施策事例・施策提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の予防・解消に対する施策事例の情報が十分であるか ・空き家の流通促進に関する「実効性」「効率性」のある提案か | 15点 |

| | | | |
|--------|--|---|---------|
| (様式11) | 中長期的な市営住宅の供給方針の策定手法（直接建設・借上げ型のコスト比較、将来必要戸数の予測など） | ・本市の現状を踏まえた、実効性のあるものか。 ・複数の算定要素を追加・変更するにあたり、修正しやすい算定方法を提案しているか | 10点 |
| (様式12) | 既存の市営住宅を有効に活用するため、入居希望者の属性を捉えた入居制度 | ・本市の現状を踏まえた、「実効性」「効率性」のある提案か | 5点 |
| | | | 小計 100点 |

【面接審査】

| | | | |
|--|---------------------|---|--------|
| | 口頭説明 (プレゼンテーション) | 主に「企画提案」の内容について説明を受け、担当者の専門性を見識の深さを評価する | 15点 |
| | 質疑 | 業務を担当する予定の者に対する質疑において、回答が適切なものであるか評価する | 15点 |
| | | | 小計 30点 |

【総合評価】

| | | | |
|--|------|---|--------|
| | 総合評価 | 個別の評価項目では必ずしも反映されない要素も含め、書類審査及び面接審査の全般を評価する | 10点 |
| | | | 小計 10点 |

合計 140点